

平成 29 年 10 月 17 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

労働者の募集及び採用における 年齢制限の禁止の周知徹底に関する要請書

職業安定行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。
労働者の募集及び採用につきましては、平成 19 年 10 月 1 日より、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」といいます。）第 10 条によって、原則として年齢制限を設けることが禁止されました。この間、貴団体をはじめとする関係団体等の皆様には、法の周知等にご理解、ご協力をいただき、その結果、公共職業安定所における年齢不問求人割合が平成 29 年 8 月において約 9 割となるなど、事業主の皆様の法に対する理解は、着実に広がりを見せております。

一方で、求人は年齢不問としているものの、実際には書類や面接での選考の際に年齢を理由に不採用とするなど、法に反する事例も依然として見受けられます。

年齢制限の禁止は、個々人の能力や適性を判断して募集・採用していただくことで、一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるようにすることを目的としています。

年齢にとらわれずに募集・採用を行うことにより、多様な求職者の応募が期待されます。また、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験等をできる限り明示し、人物本位・能力本位の募集・採用を行うことにより、求める人材の採用につながりやすくなるものと考えられます。

さらに、少子高齢化のなかで、我が国経済の持続的な成長のためには、個々人が年齢ではなくその能力や適性に応じて活躍の場を得られることが重要です。

厚生労働省では、本年 10 月が年齢制限の禁止の義務化から 10 年という節目に当たることから、この機会に、事業主の皆様に変更して法の趣旨をご確認いただき、年齢にとらわれない募集・採用を徹底いただくため、集中的に周知啓発を図ることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただくとともに、パンフレット（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大
加藤 勝

